

重　要

- 1 この「しおり」は、貸与が終了するまで使用するので、紛失しないよう保管に注意すること。万一紛失したときは、直ちに学校を通じて再交付を願い出ること。
- 2 この「しおり」には、奨学生に必要な事項が掲載されているので、必ず読んで内容を理解し、必要なところは記入して、今後の記録として活用すること。
また、願・届等が必要な場合には、このしおりの該当事項をよく読み、学校に申し出て相談すること。

—令和2年度版— 奨学生のしおり

- ◆ 奨学金は **貸与** です。
 - ◆ 貸与終了後は、必ず **返還** しなければなりません。
 - ◆ 返還金は、後輩達の奨学金となる **大切な資金** です。
- 納入期限までに必ず返還しましょう。

奨学生番号	
奨学生氏名	

公益財団法人 鹿児島県育英財団

設立趣意書

近代日本のあけばのを告げた明治より数え、本年はまさに百年めにあたります。

この記念すべき年にあたり、維新回天の事業に主役を演じたわが郷土の先賢たちの偉大な業績をしのぶとともに、その卓越した精神を新しい時代に即応して振り起こし、もって本県の振興を図り、民主日本の発展に寄与しなければなりません。そのためには、人づくり一特に日本の将来を担う青少年の育成を中心とした有意義な事業が必要であります。

このたび、明治百年記念事業の一環として育英財団を設立し、現在県が実施している各種育英事業を総合し、その有機的な運営を図るとともに、国内外留学助成、研究助成等の内容をも拡充強化して才幹豊かな人材を育成し、もって郷土、国家の発展に貢献しようとするものであります。

なお、この財団は、県の出資金により1億円の基金造成を行いますが、また、広く一般の協力も得て、事業の充実強化を図るつもりであります。

昭和43年5月

もくじ

○ 奨学生の皆さんへ	1
○ 奨学金の貸与	3
○ 奨学金の返還	4
○ 各種手続について	5
○ 各種様式等	6
・ 異動届（第4号様式）	6
・ 転学奨学金継続願	7
・ 奨学金振込口座届（別紙様式1）	8
・ 連帯保証人変更届	9
・ 異動届（第4号様式）記入例1～20	10
・ 転学奨学金継続願記入例	30
・ 奨学金振込口座届（別紙様式1）記入例	31
・ 連帯保証人変更届記入例	32
○ 公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程	33
○ 奨学生採用通知貼付欄	43
○ 奨学金受領記録	44
○ 奨学金返還明細書	45

奨学生の皆さんへ

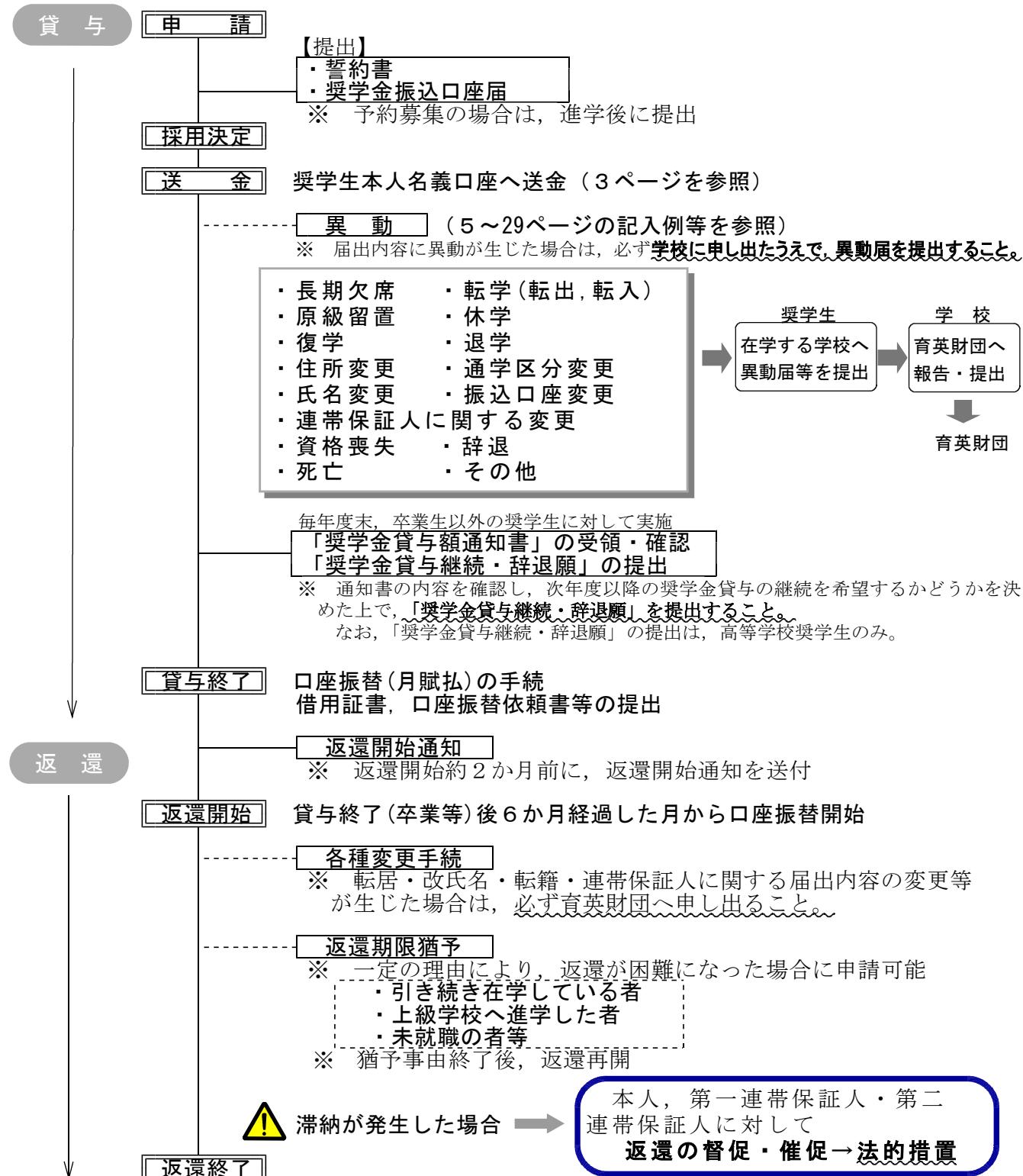
あなたは、多くの希望者の中から選ばれて鹿児島県育英財団の奨学生となり、奨学金の貸与を受けることになりました。

あなたがこの制度にふさわしい教養と良識ある人物となり、社会のため貢献できるよう努力されることを期待しています。

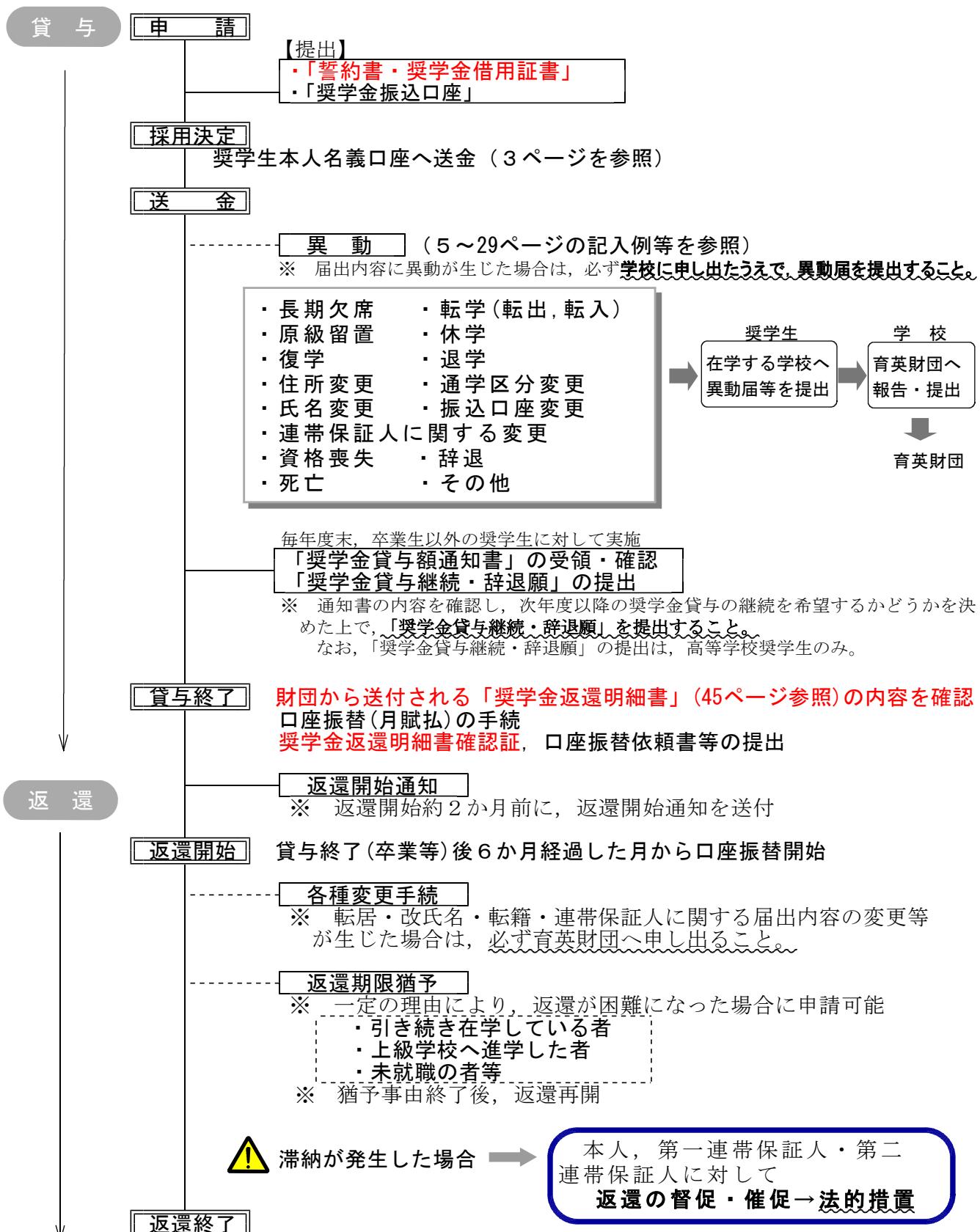
あなたはこの責任を自覚して、いかなる困難にもくじけず、学業に励み、常に学生・生徒の模範となり、心身共に健康で明るい生活を送るよう心掛けてください。

令和元年度（平成31年度）新規採用分から、「誓約書・奨学金借用証書」の提出時期が、貸与終了後から貸与開始前に変更となりました。

【平成30年度以前に奨学生として採用された者の流れ】



【令和元年度（平成31年度）以降に奨学生として採用された者の流れ】



奨学金の貸与

1 奨学生番号

奨学生番号は、奨学生を正確に特定するためのものであり、奨学金の貸与を受けている間はもちろん、返還が完了するまでこの奨学生番号を使用することとなる。
提出すべき書類には、氏名だけでなく奨学生番号を必ず記入すること。

2 学校との連絡

奨学金についての諸手続及び問合せ等は、全て、在学する学校の長（大学にあっては奨学金担当課長等）に連絡し、提出すべき書類等は遅れのないようにすること。

3 貸与の期間及び月額

貸与期間は、貸与を決定した月から、在学する学校の正規の修学期間を終了する月までとする。
なお、貸与の月額は34ページの奨学金貸与規程第4条第2項を参照のこと。

4 奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人名義の口座に振込む方法により、3か月ごとにまとめて交付する。
交付予定日は、次のとおりとする。

該当月	予約採用(初年度)	在学採用(初年度)	次年度以降
4月～6月分	5月末	7月末	5月10日
7月～9月分	7月10日		7月10日
10月～12月分	10月10日	10月10日	10月10日
1月～3月分	1月10日	1月10日	1月10日

※土・日及び祝日の場合は前営業日

5 奨学金貸与中の手続

(1)「異動届（第4号様式）」の提出

届出内容に変更（住所や氏名変更等）や、下記6に記載した異動等（休学・転学・通学区分変更・退学・辞退等）が生じた場合は、「異動届（第4号様式）」により、在学する学校の長を経て速やかに届け出ること

(2)「奨学金貸与額通知書」の確認

年度末に、卒業生以外の奨学生に対して「奨学金貸与額通知書」を配布する。年度末現在の奨学金貸与済額や卒業までの貸与予定総額、貸与終了後の返還月額・回数等が記載されているので、内容を確認すること

(3)「奨学金貸与継続・辞退願」の提出（高等学校等奨学生が対象）

(2)の内容を確認し、保護者や連帯保証人と今後の奨学金貸与の必要性や、卒業後の奨学金返還方法等について話し合い、次年度からの奨学金貸与を継続するかどうか決めた上で提出すること

6 貸与の休止、取消し又は復活

奨学生は、奨学金貸与の休止、取消しの事由に該当する場合や、奨学金の貸与を復活しようとする場合は、「異動届」により、在学する学校の長を経て速やかに届け出なければならない。

(1) 休止

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸与を休止する。

- ・ 休学したとき
- ・ 転学(転出)したとき
- ・ 3か月以上の長期欠席となった場合又はその見込みがあるとき
- ・ 留年したとき（原級留置）
- ・ 在学する学校と単位の互換制度がない学校へ留学するとき

※ 奨学金貸与の休止期間は、貸与を休止すべき事実の発生又は判明した日の翌月（月の初日から事実の発生したものはその月）から、終了したと確認できた日の属する月までとする。

- (2) 復活
 - ・復学したとき
 - ・転学（転入）したとき
 - ・原級留置から進級したとき
 - ・奨学生の貸与を休止された者が、その事由に該当しなくなったとき
- (3) 取消し

次のいずれかに該当する場合は、奨学生の貸与を取り消す。

 - ・33～34ページの奨学生貸与規程第3条に規定する資格を喪失したとき
 - ・退学したとき
 - ・学業成績又は性行が不良並びに奨学生として適当でない事実のあったとき
 - ・奨学生の貸与を辞退したとき
 - ・奨学生が死亡したとき
 - ・奨学生が卒業したとき

奨学生の返還

1 返還義務

奨学生の貸与終了後は、あなたに返還の義務が生じることとなる。
返還された奨学生は、後輩の奨学生として貸し付けるための大切な財源となるので、必ず期日までに返還すること。

2 連帯保証人の責務

連帯保証人は、本人と連帯して弁済の責を負うものである。
したがって、奨学生が返還をしない場合や、所在不明などの理由で返還できない場合は、連帯保証人が弁済する責を負うことになり、連帯保証人へ督促（文書、架電、訪問、法的措置等）することとなるので、あらかじめ返還について関係者間で話し合っておく必要がある。
なお、連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者であって、いつでも本人と連絡できる者でなければならない。

3 返還開始時期及び方法等

- (1) 奨学生の貸与終了後、6か月を経過した月から返還が開始する。
- (2) 奨学生の返還方法は、口座引落による月賦返還とする。
- (3) 上級学校に進学するなど、返還が困難な場合は、自己申請により返還期限を猶予することができる。
※ 詳しくは、貸与終了時に配付される「返還のてびき」を参照すること。

各種手続について

次の異動事項が生じた場合は、速やかに担任又は奨学金担当の先生に申し出た上で、在学する学校の長を経て異動届を提出してください。

(所定の様式は6~9ページ、記入例は10ページから29ページを参照)

区分	異動事項	異動内容	添付書類等	記入例 掲載ページ
休止	休 学	休学したとき		10
	転学(転出)	他校又は同じ学校の他の課程へ転出するとき ※ 転入先に貸与を引き継がない場合は、「取消し(辞退)」を届け出る。	転入先に貸与を引き継ぐとき 転学奨学金継続願(P7) ※(1)	11
	長期欠席	3か月以上の長期欠席となったとき又はその見込みがあるとき		12
	原級留置	留年するとき(復学後、留年するとき及び転学(転入)後、留年するときを含む。)		13
	留 学	在学する学校と単位の互換制度がない学校へ留学するとき		14
復活	復 学	休学していたが、復学するとき		15
	転学(転入)	他校又は同じ学校の他の課程から転入し、貸与継続を希望するとき	転学奨学金継続願(P7) ※(1)	16
	原級留置から進級	原級留置から進級したとき		17
	休止の解除	奨学金休止の事由に該当しなくなったとき		18
取消し	資格喪失	保護者が県外へ転居したとき 貸与期間が満了したとき		19
	退 学	退学したとき		20
	不適格	学業成績又は性行が不良並びに奨学生として適当でない事実があったとき		—
	辞 退	奨学金の貸与を辞退するとき		21
	死 亡	奨学生が死亡したとき		—
	卒 業	育英財団が規定する標準修業年限前の卒業(通信制、定時制、専攻科等)		22
届出事項の変更	通学区分変更	自宅通学から自宅外通学、又は自宅外通学から自宅通学になったとき(「自宅」とは、父母等と同居し通学している場合をいう。)		23
	住 所 変 更	転居したが、通学区分の変更がないとき		24, 25
	氏 名 変 更	戸籍上の氏名が変わったとき	奨学金振込口座届(P8)	25
	振込口座変更	奨学金の振込先を変更するとき 氏名変更のとき	奨学金振込口座届(P8)	25
	連帯保証人に関する変更	連帯保証人に関する届出内容を変更するとき	連帯保証人変更届(P9) ※(2)	26
その他	振込保留	異動(転学・退学・通学区分変更等)が見込まれるとき 書類提出等、必要な手続を行っていないとき等		27, 29
	振込保留解除	振込保留の事由が解消したとき		28

※(1) 転学(継続貸与)の場合

転出校での手続:「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」が生徒から提出→財団へ

転入校での手続:「異動届(復活)」が生徒から提出→財団へ

なお、生徒から提出された「転学奨学金継続願」は、「転出校→転入校→育英財団」の順に送付

※(2) 連帯保証人変更については、印鑑登録証明書の提出が必要だが、平成30年度以前に奨学生として採用され、貸与中の場合は、印鑑登録証明書の提出は不要。

送金日が近い場合に、届出が遅れると、振込超過による返納が生じるなど、手続が繁雑になるので、速やかに届け出るよう特に注意してください。

異動届

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 ()】 してください
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号		学年	年	奨学生氏名	<input type="checkbox"/> 印
異動事項					
異動年月日	年 月 日				
異動事項の内容(理由)	通学区分変更の場合 (<input type="checkbox"/> で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨学生	住 所	〒			
	電話番号	— —		携帯電話番号	— —
保護者	氏 名			<input type="checkbox"/> 印	続柄
	住 所	〒			
	電話番号	— —		携帯電話番号	— —
転学の場合	転入先学校名				
	転入先学校住所	〒			
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 · 無 ↑どちらかに <input type="checkbox"/>	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。		

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 _____

学 校 長 名 _____

印

- ※ 异動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

転学奨学金継続願

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

年 月 日

奨学生番号 _____

奨学生氏名 _____ (印)

転学後の
奨学生住所 _____

保護者氏名 _____ (印)

私は、転入先学校においても奨学金を必要としますので、引き続き貸与をお願いします。

学 校 名	学科名	転出・転入年月日	学年	貸与月額
転出校	科	年 月 日		円
転入校	科	年 月 日		円

継続を希望する理由及び転入先での学習等目標（具体的に記入してください。）

転学により本校から 年 月 日に転出したことを証明します。

年 月 日

[転出校]

学 校 名 _____

学校長名 _____

(印)

転学により本校へ 年 月 日に転入し、卒業予定年月日は 年 月 日であることを証明します。

また、転入後も貴財団の奨学金を引き続き貸与することを適當と認めます。

年 月 日

[転入校]

学 校 名 _____

学校長名 _____

(印)

※ 転学については、転出時に奨学金を「休止」し、継続して奨学金貸与を希望する場合は、転入後「復活」の手続をとる必要があります。別途「異動届」を提出してください。

※ 転学奨学金継続願の提出順は、転出校→転入校→育英財団です。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

[参考] 貸与月額：公立自宅通学 18,000 円 公立自宅外通学 23,000 円
私立自宅通学 30,000 円 私立自宅外通学 35,000 円

奨学金振込口座届

10年以上、一度も使っていない口座へは、送金できませんので留意してください。

奨学生 氏名	印	※1 奨学生番号 (記入しない)				
フリガナ 振込先	かごしま 鹿児島銀行 ※鹿児島銀行の普通預金口座のみ					
	支店 出張所					
預金種類	普通	※2 銀行コード 0 1 8 5				
フリカナ 口座名義人 ※4	※申請者本人名義に限る					

※1, 2 記入しないでください。

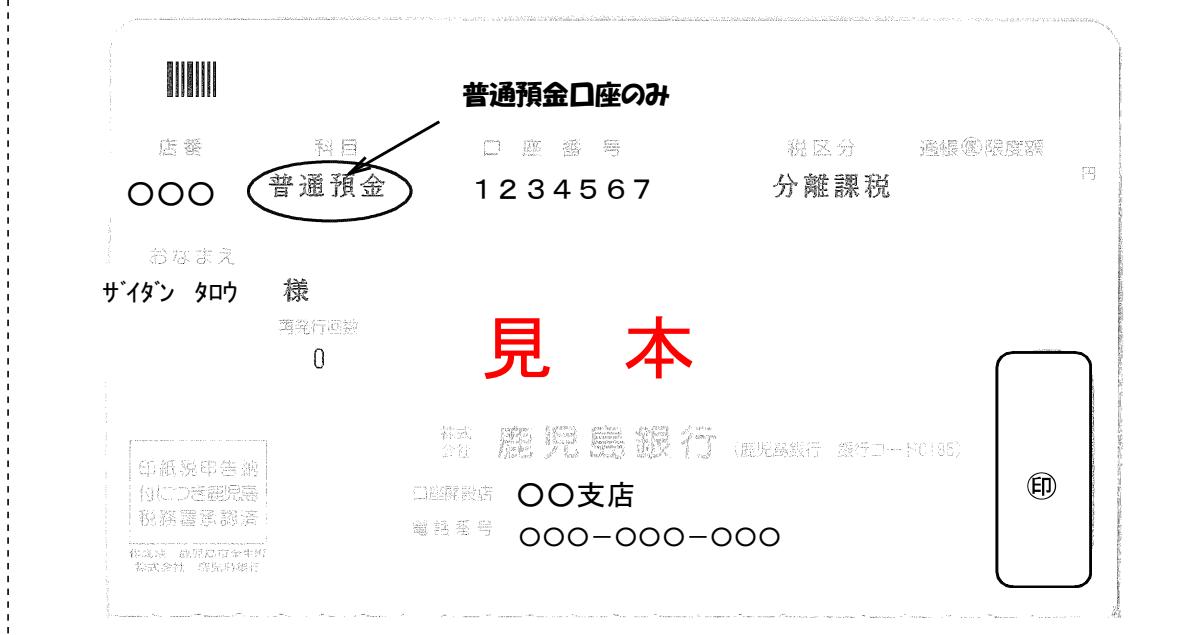
※3 右詰で記入してください。

※4 必ず、本人名義の口座を記入してください。

口座番号及び口座名義(カナ)が確認できる預金通帳の口座番号等記載ページ(写し)を添付すること。

※必ず、普通預金口座であること。貯蓄預金口座には送金できませんのでご注意ください。

通帳写し貼付欄



連帯保証人変更届

年　月　日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

また、貴財団が奨学生の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本 人 (自 署)	奨学生番号	第 号		出身学校名		
	現住所	〒 (-)				
	電話番号	() -	携帯電話	() -		
	氏名					印
勤務先名				職業		
新 連 帯 保 証 人 (自 署)	(第一連帯保証人・第二連帯保証人) ※今回変更する人を○で囲んでください					
	本籍	筆頭者				
	現住所	〒 (-)				
	電話番号	() -	携帯電話	() -		
	フリガナ					
	氏名					実印
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	本人との続柄
	勤務先名				職業	
勤務先住所	〒 (-)					
電話番号	() -					

旧連帯保証人氏名 ()

旧連帯保証人住所 [〒 -]

変更の事由 ()

* 旧連帯保証人氏名、住所及び変更の事由は、旧連帯保証人本人が自署すること。
ただし、死亡の場合等は、奨学生本人が自署すること。

- * 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。
- * 第一・第二連帯保証人の印鑑は実印とし、いずれも、印鑑登録証明書を添付すること。
(平成30年度以前に奨学生として採用された者で、貸与中に連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書の添付は必要ありませんが、貸与終了後の届については、必要となります。
また、令和元年度(平成31年度)以降に奨学生として採用された者は、貸与中・貸与終了後いずれの場合も、新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書の添付が必要となります。)
- * 第一連帯保証人は、原則として保護者(親権者)とする。いない場合は、兄姉又はこれにかわる者。
第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、本人及び第一連帯保証人とは別生計の者とすること。自己破産者(免責になった者も含む)及び再生債務者は不可。
- * ご記入いただいた情報は、奨学生以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止】復活・取消し・届出事項の変更・その他()】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を () で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異動事項	休 学					
異動年月日	令和 2 年 ○ 月 △ 日					
異動事項の 内容(理由)	病気による入院治療のため 等 (休学期間:令和2年○月△日~3年□月)					
奨学生	通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 育郎		印	続 柄	父
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 • 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 **育英財団高校**

印

学 校 長 名 **育英 一郎**

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止】復活・取消し・届出事項の変更・その他()】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を () で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異動事項	転学(転出)					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	進路変更のため 家庭の事情のため 同じ学校の他の課程へ転出 等 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生 住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
生 電話番号	099-222-XXXX					携帯電話番号 090-1234-XXXX
保 護 者 氏 名	財団 育郎			印	続柄	父
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099-222-XXXX		携帯電話番号	090-5678-XXXX		
転学の場合	転入先学校名	○○○立△△高等学校 ☆☆課程				
	転入先学校住所	〒 890-□□□□ △△市○○町20-2				
	転入後の貸与 継続希望の有無	(有) ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

印

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止】復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ）】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	<input checked="" type="checkbox"/>
異動事項	長期欠席					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	□月□日から3か月以上にわたる長期欠席のため(または見込まれるため) 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生 住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
生 電話番号	099 - 222 - ×××		携帯電話番号	090 - 1234 - ×××		
保 護 者 氏 名	財団 育郎			<input checked="" type="checkbox"/>	続柄	父
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ×××		携帯電話番号	090 - 5678 - ×××		
転学の場合 転入先学校名						
転入先学校住所	〒					
転入後の貸与 継続希望の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止】復活・取消し・届出事項の変更・その他()】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を () で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2年	奨学生氏名	財団 太郎	財団印
異動事項	原級留置 , 転学(転入)後, 原級留置 , 復学後, 原級留置					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	必要な単位を修得できなかつたため 等 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生 住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
生 電話番号	099 - 222 - ××××					携帯電話番号 090 - 1234 - ××××
保 護 者 氏 名	財団 育郎			財団印	続柄	父
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

印

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止】復活・取消し・届出事項の変更・その他()】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を () で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異動事項	留学					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	単位の互換制度がない学校へ留学するため 等 (留学期間:令和2年○月△日~3年□月)					
奨学生	住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1		※留学先の住所がわかっている場合は その住所を記入。		
	電話番号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 1234 - ××××	
保護者	氏 名	財団 育郎		印	続柄	父
	住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電話番号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××	
転学の場合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 · 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

印

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ）】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	
異動事項	復学 ※復学後、原級留置の場合は、13ページ参照					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の内容(理由)	病気療養による入院のため休学していたが、退院し通学可能となつたため 等					
奨学生	住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎			続 柄	父
	住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 • 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 **育英財団高校**学 校 長 名 **育英 一郎**

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ）】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2年	奨学生氏名	財団 太郎	<input checked="" type="checkbox"/>
異動事項	転学（転入）※転学（転入）後、原級留置の場合は、13ページ参照					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容（理由）	転入後（または課程変更後）も引き続き奨学金貸与を希望するため 等					
通学区分変更の場合（○で囲む）	自宅・自宅外（寮・下宿・その他〔 〕）					
奨学生 住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ××××					携帯電話番号 090 - 1234 - ××××
保護者 氏 名	財団 育郎			<input checked="" type="checkbox"/>	続柄	父
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合 転入先学校名	○○○立△△高等学校 ☆☆課程					
転入先学校住所	〒 890-□□□□ △△市○○町20-2					
転入後の貸与 継続希望の有無 ↑どちらかに○	有	無	希望有りの場合は、この「異動届（休止）」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届（復活）」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届（取消し）」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 公益財団高校

印

学 校 長 名 公益 次郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ）】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2年	奨学生氏名	財団 太郎	
異動事項	原級留置から進級					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	必要な単位を修得できたため 等					
通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生 住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ××××					携帯電話番号 090 - 1234 - ××××
保護者 氏 名	財団 育郎				続柄	父
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合 転入先学校名						
転入先学校住所	〒					
転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校



学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止・復活】取消し・届出事項の変更・その他()】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	
異動事項	貸与休止の解除					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	長期欠席の解消 等					
通学区分変更の場合(○で囲む)	自宅・自宅外(寮・下宿・その他[])					
奨学生 住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
生 電話番号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 1234 - ××××		
保 護者 氏 名	財団 育郎				続柄	父
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話番号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合 転入先学校名						
転入先学校住所	〒					
転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活 取消し・届出事項の変更・その他 ()】 してください
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を () で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2年	奨学生氏名	財団 太郎	財団印
異動事項	資格喪失					※ 両親が鹿児島県外へ転居し、本人が学生寮等に残る場合も該当。
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の内容(理由)	転勤に伴い、両親が県外へ転居することになったため 等					通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])
奨学生	住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××				
保 護 者	氏 名	財団 育郎			続柄	父
	住 所	〒 880-8577 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1				
	電 話 番 号	△△△ - 333 - ××××				
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

印

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他 ()】 してください
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	
異動事項	退学					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	進路変更のため 家庭の事情のため 等					
通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生 住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
生 電話番号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者 氏 名	財団 育郎				続柄	父
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合 転入先学校名						
転入先学校住所	〒					
転入後の貸与 継続希望の有無	有 · 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ）】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	<input checked="" type="checkbox"/>	
異動事項	辞退						
異動年月日	令和2年 ○月 △日						
異動事項の内容(理由)	家計状況が好転したため 転学に伴い奨学金を辞退するため 等 通学区分変更の場合 (○で囲む) <input type="checkbox"/> 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])						
奨学生	住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
	電話番号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 1234 - ××××		
保護者	氏 名	財団 育郎		<input checked="" type="checkbox"/>	続柄	父	
	住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
	電話番号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合	転入先学校名	○○○立△△高等学校 ☆☆課程					
	転入先学校住所	〒 890-□□□□ △△市○○町20-2					
	転入後の貸与 継続希望の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。 ↑どちらかに○			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

印

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ）】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	
異動事項	卒業					※ 修業年限終了前に卒業する場合にのみ提出する。(単位制・通信制高校、専攻科等)
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の内容(理由)	修業年限終了前に卒業することになったため 等 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生	住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電話番号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 1234 - ××××	
保護者	氏 名	財団 育郎				続柄 父
	住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電話番号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××	
転学の場合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更】その他()としてくださいる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	
異動事項	通学区分変更					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	退寮し、自宅に転居したため 等					
通学区分変更の場合 (○で囲む)	自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生 住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
生 電話番号	099 - 222 - ×××		携帯電話番号	090 - 1234 - ×××		
保 護者 氏 名	財団 育郎				続柄	父
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話番号	099 - 222 - ×××		携帯電話番号	090 - 5678 - ×××		
転学の場合 転入先学校名						
転入先学校住所	〒					
転入後の貸与 継続希望の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 **育英財団高校**学 校 長 名 **育英 一郎**

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止・復活・取消し・届出事項の変更】その他()としてくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	
異動事項	住所変更					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の	転居したため 等		※ 保護者が県内に居住する場合に限る。			
内容(理由)	通学区分変更の場合 (○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨学生	住 所	〒 891-0105 鹿児島市中山町1234				
	電 話 番 号	099 - 223 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保 護 者	氏 名	財団 育郎			続 柄	父
	住 所	〒 891-0105 鹿児島市中山町1234				
	電 話 番 号	099 - 223 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 • 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止・復活・取消し・届出事項の変更】その他()としてくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む
記

奨学生番号	2900000	学年	2 年	奨学生氏名	桜島 太郎(旧姓:財団)	
異動事項	住所変更、氏名変更、振込口座変更					※ 氏名変更の場合、奨学金振込口座届の提出が必要。
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	両親が離婚し、住所と姓が変わったため 等					
通学区分変更の場合(○で囲む)	自宅・自宅外(寮・下宿・その他[])					
奨学生 住 所	〒 890-0036 鹿児島市田上台2-111-1					
生 電話番号	099 - 224 - ××××	携帯電話番号	090 - 1234 - ××××			
保 護者 氏 名	桜島 美子				続柄	母
住 所	〒 890-0036 鹿児島市田上台2-111-1					
電 話 番 号	099 - 224 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 4321 - ××××			
転学の場合 転入先学校名						
転入先学校住所	〒					
転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【休止・復活・取消し・届出事項の変更】その他()】してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2年	奨学生氏名	財団 太郎	
異動事項	連帯保証人に関する変更					※ 連帯保証人変更届を添付し提出する。
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の	第一連帯保証人死亡のため、新第一連帯保証人へ変更 等					
内容(理由)	通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生	住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電話番号	099 - 222 - ××××	携帯電話番号	090 - 1234 - ××××		
保護者	氏 名	財団 美子				続柄 母
	住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電話番号	099 - 222 - ××××	携帯電話番号	090 - 4321 - ××××		
転学の場合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

印

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について

【休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（振込保留）】してくださる
ようお届けします。

↑ 該当する事項を（　）で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2年	奨学生氏名	財団 太郎	財団印
異動事項	振込保留					※ 退学や転学等異動が確定した場合は、「異動届」により届け出ること。
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	進路変更による退学を予定している 通学区分変更を予定しているため 等					
通学区分変更の場合（○で囲む）	自宅・自宅外（寮・下宿・その他〔 〕）					
奨学生 住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1					
生 電話番号	099 - 222 - ×××		携帯電話番号	090 - 1234 - ×××		
保 護 者 氏 名	財団 育郎		財団印	続柄	父	
住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1					
電 話 番 号	099 - 222 - ×××		携帯電話番号	090 - 5678 - ×××		
転 学 の 場 合 転入先学校名						
転入先学校住所	〒					
転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届（休止）」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届（復活）」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届（取消し）」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

印

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について

【休止・復活・取消し・届出事項の変更（その他（振込保留解除））】してくださる
ようお届けします。↑ 該当する事項を（　）で囲む
記

奨学生番号	2900000	学年	2年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異動事項	振込保留解除					※ 振込保留の事由が解消した場合に提出する。
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の 内容(理由)	進路変更による退学を予定していたが、今後も○○高校で勉学に励むため 等					
奨学生	住 所	〒 890-8571 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××				
保護者	氏 名	財団 育郎			続柄	父
	住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××				
転学の場合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届（休止）」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届（復活）」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届（取消し）」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

印

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和2年 ×月 ×日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他(振込保留)】 してください
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	2900000	学年	2年	奨学生氏名	財団 太郎	印
異動事項	振込保留					
異動年月日	令和2年 ○月 △日					
異動事項の内容(理由)	退学を予定しているが、本人から異動届がまだ提出されていないため 等 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生	住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××	
保護者	氏 名	財団 育郎			続柄	父
	住 所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××	
転学の場合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

印

学 校 長 名 育英 一郎

- ※ 异動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

記入例

転学奨学金継続願

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

令和2年 ○月 △日

本人記入欄	奨学生番号 <u>2900000</u> 奨学生氏名 <u>財団 太郎</u>  転学後の 奨学生住所 <u>鹿児島市鴨池新町10-1</u> 保護者記入欄 保護者氏名 <u>財団 育郎</u> 
--------------	---

私は、転入先学校においても奨学金を必要としますので、引き続き貸与をお願いします。

	学 校 名	学科名	転出・転入年月日	学年	貸与月額
転出校	育英財団高校	普通 科	令和2年 3月 31日	1	18,000円
転入校	公益財団高校	普通 科	令和2年 4月 1日	2	30,000円

継続を希望する理由及び転入先での学習等目標（具体的に記入してください。）

（具体的に記入）転学後も学費の支弁が困難であるため、引き続き奨学金の貸与を希望します。

転入先の高校では、卒業後の大学進学を目標に勉学に励みたいと思います。

転学により本校から令和2年 3月 31日に転出したことを証明します。

令和2年 3月 31日

[転出校]

学 校 名 育英財団高校

学校長名 育英 一郎



転学により本校へ令和 2年 4月 1日に転入し、卒業予定年月日は 令和 4年 3月 31日であることを証明します。

また、転入後も貴財団の奨学金を引き続き貸与することを適当と認めます。

令和 2年 4月 15日

[転入校]

学 校 名 公益財団高校

学校長名 公益 次郎



※ 転学については、転出時に奨学金を「休止」し、継続して奨学金貸与を希望する場合は、転入後「復活」の手続をとる必要があります。別途「異動届」を提出してください。

※ 転学奨学金継続願の提出順は、転出校→転入校→育英財団です。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

[参考] 貸与月額：公立自宅通学 18,000 円 公立自宅外通学 23,000 円
 私立自宅通学 30,000 円 私立自宅外通学 35,000 円

奨学金振込口座届

銀行印でなくても可

10年以上、一度も使っていない口座へは、送金できませんので留意してください。

奨学生 氏名	財団 太郎	財団	※1 奨学生番号 (記入しない)					
フリカナ	カゴシマ	OOOO						
振込先	鹿児島 銀行	○ ○	支店 出張所					
	※鹿児島銀行の普通預金口座のみ		※2 銀行コード	170 0 1 8 5	176			
預金種類	普通		※3 口座番号	177 1 2 3 4 5 6 7	183			
フリカナ 口座名義人 ※4	184 サイダン タロウ	199			198		228	
財団 太郎		通帳の表示どおり、全て大文字で記入						

※1, 2 記入しないでください。

※3 右詰で記入してください。

※4 必ず、本人名義の口座を記入してください。

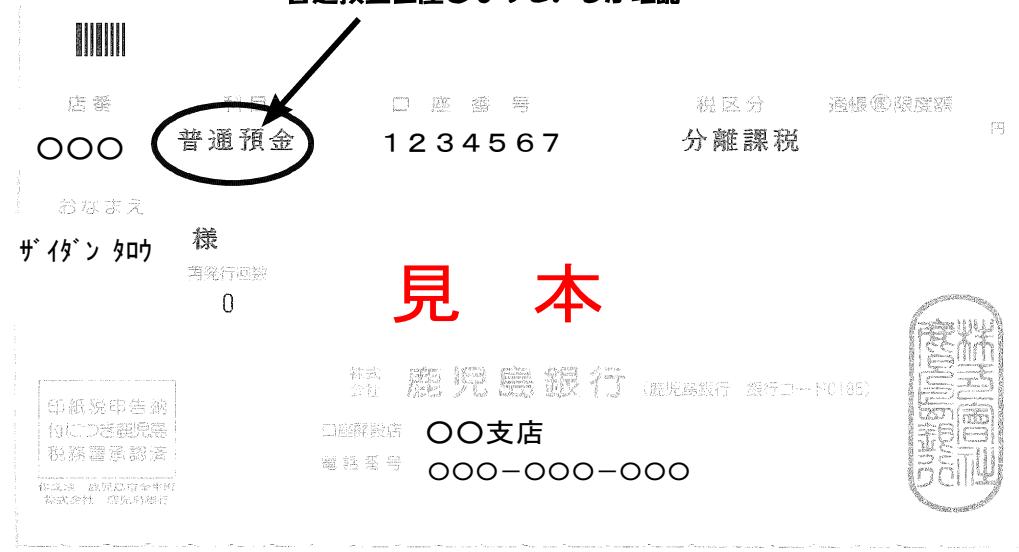
6桁の場合、最初に0を記入

口座番号及び口座名義(カナ)が確認できる預金通帳の口座番号等記載ページ(写し)を添付すること。

※ 必ず、普通預金口座であること。貯蓄預金口座には送金できませんのでご注意ください。

通帳写し貼付欄

普通預金口座となっているか確認



連帯保証人変更届

令和2年△月○日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

また、貴財団が奨学生の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本人 (自署)	奨学生番号	第 2900001 号		出身学校名	育英財団高校		
	現住所	〒(890 - 0008) 鹿児島市紫原1丁目23-4		現在貸与中の場合は、在学名			
	電話番号	(099) △△△ - ××××		携帯電話	(090) □□□□-×××		
	氏名	育英 春太					
勤務先名	高等学校在学中			職業	高校生		
(第一連帯保証人・第二連帯保証人) ※今回変更する人を○で囲んでください							
新連帯保証人 (自署)	本籍	鹿児島市紫原1丁目23-4		筆頭者	育英 夏美		
	現住所	〒(890 - 0075) 鹿児島市紫原1丁目23-4					
	電話番号	(099) △△△ - ×××		携帯電話	(090) ☆☆☆☆ - ×××		
	フリガナ	イエイ ナミ					
	氏名	育英 夏美					
	生年月日	大正 昭和 平成 46 年 12 月 1 日		本人との続柄	母		
	勤務先名	○○商事株式会社		職業	会社員		
勤務先住所	〒(890 - 0000) 鹿児島市鴨池新町0000-0						
電話番号	(099) 286 - △△△△						

旧連帯保証人氏名 (**育英 春男**)

旧連帯保証人住所 [〒 **890 - 0036**
鹿児島市田上台2丁目-123-4]

変更の事由 (**旧第一連帯保証人が破産のため**)

※ 旧連帯保証人氏名、住所及び変更の事由は、**旧連帯保証人本人が自署すること。**
ただし、死亡の場合等は、奨学生本人が自署すること。

- ※ 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。
- ※ 第一・第二連帯保証人の印鑑は実印とし、いずれも、印鑑登録証明書を添付すること。
(平成30年度以前に奨学生として採用された者で、貸与中に連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書の添付は必要ありませんが、貸与終了後の届については、必要となります。
また、令和元年度(平成31年度)以降に奨学生として採用された者は、貸与中・貸与終了後いずれの場合も、新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書の添付が必要となります。)
- ※ 第一連帯保証人は、原則として保護者(親権者)とする。いない場合は、兄姉又はこれにかわる者。
第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、本人及び第一連帯保証人とは別生計の者とすること。自己破産者(免責になった者も含む)及び再生債務者は不可。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学生以外の目的には利用されません。

公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団が貸与する学資金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 高等学校再編整備特別奨学生
- (3) 短期大学奨学生
- (4) 大学奨学生
- (5) 産業教育振興奨学生
- (6) 交通遺児等奨学生

(奨学金の貸与を受けることができる者の資格)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校奨学生
 - ア 学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）における修学が困難な者
 - イ 勉学意欲があって、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校における修学が困難である者
- (2) 高等学校再編整備特別奨学生
別表右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から当該高等学校に通学することが困難なため、当該高等学校への進学に伴って保護者（原則、親権者又は後見人をいう。以下同じ。）と別居し、かつ、経済的理由によって高等学校における修学が困難である者
- (3) 短期大学奨学生
学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって短期大学又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）における修学が困難である者
- (4) 大学奨学生
学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって大学（大学院及び短期大学を除く。以下同じ。）における修学が困難である者
- (5) 産業教育振興奨学生
高等学校の専門に関する学科に在籍した者で、学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって専門的技術等の伸長を図る大学における修学が困難である者

(6) 交通遺児等奨学生

保護者が道路等における交通事故で死亡、負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなつた家庭の子等で、学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によつて高等学校等並びに、大学、短期大学及び専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）における修学が困難である者

（貸与の期間及び金額）

第4条 奨学金を貸与する期間は、貸与を決定した月から、貸与を受けている者が在学する学校の正規の修学期間を終了する月までとする。

2 前項の期間中貸与する奨学金の月額は、前条各号の資格に応じ、奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）について、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表右欄に掲げる額とする。

区分		分	貸与月額
高等學校奨学生	国公立	自宅通学	18,000円
		自宅外通学	23,000円
	私立	自宅通学	30,000円
		自宅外通学	35,000円
高等学校再編整備特別奨学生	公立	自宅外通学	23,000円
短期大學奨学生	国公立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	51,000円
	私立	自宅通学	53,000円
		自宅外通学	60,000円
大学奨学生	国公立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	51,000円
	私立	自宅通学	54,000円
		自宅外通学	64,000円
産業教育振興奨学生	国公立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	51,000円
	私立	自宅通学	54,000円
		自宅外通学	64,000円
交通遺児等奨学生	高等學校等	国公立	24,000円
		私立	36,000円
	大学等	国公立	51,000円
		私立	64,000円

3 前項の表に掲げる「自宅外通学」の適用を受ける者の範囲については別に理事長が定める。

4 第2項の奨学金は、無利息とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（申請の手続）

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 奨学生推薦書

(2) 所得額課税額証明書

2 申請に当たっては、次の表の左欄に掲げる者にあっては、右欄に掲げる者を経由しなけ

ればならない。

左欄	右欄
高等学校等の入学希望者又は進級予定者で入学又は進級後に貸与を受けようとする者	在学する、又は卒業した、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）の長（ただし、県内の市町村立の中学校等においては、さらに、管轄する市町村教育委員会の教育長を経由するものとする。）
大学等の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者	在学する、又は卒業した高等学校等の長
高等学校等に在学中の者で貸与を受けようとする者	在学する高等学校等の長
大学等に在学中の者で交通費等奨学生の貸与を受けようとする者	在学する大学等の長

(貸与予約者)

第6条 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長（以下「理事長」という。）は、前条の申請書を提出した者（高等学校等及び大学等に在学中の者で貸与を受けようとする者を除く。）の中から専門委員をもって組織する委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って、貸与予約者を決定し、入学又は進級前に、それぞれ前条第2項の表の右欄に掲げる者を経由して貸与予約者に通知する。

2 選考委員会の組織等については、公益財団法人鹿児島県育英財団奨学生等選考委員会規程の定めるところによる。

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は、選考委員会に諮って、理事長が決定する。ただし、前条に規定する貸与予約者を奨学生として採用する場合は、在学証明書等入学を証明する書類の提出を確認の上、これを決定する。

2 奨学生の採用を決定したときは、在学する、高等学校等又は大学等（以下「学校」という。）の長を経由して奨学生に通知する。

(誓約書・奨学生借用証書)

第8条 前条の採用決定者については、公益財団法人鹿児島県育英財団の定める誓約書・奨学生借用証書を、在学する学校の長を経て理事長に提出しなければならない。

2 前項書類を公益財団法人鹿児島県育英財団が指定する期日までに提出しなかった場合は、採用を取り消すものとする。

(奨学生の交付)

第9条 奨学生の交付については、前条の提出書類を確認の上、これを決定する。

2 奨学生は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生名義の預金口座に振り込む方法により交付する。ただし、特に必要があると認めたときは、在学する学校の長を経由して奨学生に交付することができる。

3 交付する時期については、別に定める。

(在学及び進級状況の確認)

第10条 奨学生は、毎学年度、在学する学校の長を通じて、在学及び進級状況の確認を受けなければならない。

(貸与の休止、取消し又は復活)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を休止する。

- (1) 休学したとき。
 - (2) 転学（転出）又は転籍したとき。
 - (3) 3か月以上欠席し、又は欠席するとき（病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、在学する学校の長が成業の見込みがあると認める場合を除く。）。
 - (4) 停学したとき。
 - (5) 原級留置又は留学（特別な事情があると理事長が認める場合を除く。）
 - (6) 休止の申出があったとき。
 - (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- 2 奨学金の貸与を休止する期間は、その事実が発生した日の翌月（月の初日に事実が発生したものはその月）から、終了したと確認できた日の属する月までとする。
- 3 奨学金の貸与を休止された者がその事由に該当しなくなった場合又は転学（転入）若しくは転籍が認められた場合は、奨学金の貸与を復活することができる。
- 4 奨学生が転学又は転籍した後に、引き続き奨学金の貸与を受けようとする場合は、転学奨学金継続願を転出する学校の長及び転入した学校の長を経て理事長に提出しなければならない。
- 5 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を取り消す。
- (1) 第3条に該当しなくなったとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 学業成績又は性行が不良となったとき。
 - (4) 卒業の見込みがないとき。
 - (5) 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - (6) 第4条第1項に規定する期間満了前に卒業したとき。
 - (7) 奨学生が死亡したとき。
 - (8) 奨学金の貸与を取り消す必要があると理事長が認めたとき。

(異動事項の届出)

第12条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、その都度、異動届により、在学する学校の長を経て、速やかに理事長に届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、第一連帯保証人及び第二連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）が届け出なければならない。

- (1) 通学区分を変更するとき。
- (2) 連帯保証人を変更するとき。
- (3) 奨学生及び連帯保証人の氏名、住所及びその他重要な事項について変更があったとき。
- (4) 前条第1項により、奨学金の貸与を休止するとき。

- (5) 前条第3項により、奨学生の貸与を復活するとき。
- (6) 前条第5項により、奨学生の貸与を取り消すとき。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情により、奨学生及び連帯保証人が届け出ることができないときは、在学する学校の長が代わって届出を行うことができるものとする。

第3章 奨学生の返還及び返還猶予

(奨学生の返還)

第13条 奨学生の貸与を受けた者は、卒業した日、奨学生の貸与期間が満了した日又は奨学生の貸与を取り消された日から6か月を経過した後、貸与を受けた奨学生を原則月賦で返還しなければならない。

なお、理事長が特に認めた場合は、半年賦での返還を認める。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

- 2 前項に規定する月賦及び半年賦の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表中欄及び右欄に掲げる額とする。

奨学生の貸与額	月賦の額	半年賦の額	
100,000円以下	1,700円	10,000円	
100,000円を超え	200,000円以下	2,500円	15,000円
200,000円を超え	300,000円以下	3,400円	20,000円
300,000円を超え	500,000円以下	4,200円	25,000円
500,000円を超え	700,000円以下	5,000円	30,000円
700,000円を超え	800,000円以下	5,900円	35,000円
800,000円を超え	1,000,000円以下	6,700円	40,000円
1,000,000円を超え	1,200,000円以下	7,500円	45,000円
1,200,000円を超え	1,400,000円以下	8,400円	50,000円
1,400,000円を超え	1,600,000円以下	9,200円	55,000円
1,600,000円を超え	2,000,000円以下	10,000円	60,000円
2,000,000円を超え	2,600,000円以下	10,900円	65,000円
2,600,000円を超えるもの	貸与額の240分の1	貸与額の40分の1	

- 3 第1項の規定により奨学生を返還しようとするときは、月賦の場合は、毎月25日（その日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日後の最初の営業日）に奨学生の貸与を受けた者が指定する預貯金口座振替の方法によるものとし、半年賦の場合は、理事長が発行する返還通知書により、毎年6月30日及び12月31日までに、理事長が指定する預貯金口座に納入するものとする。ただし、特別な事情があるときは、直接理事長が指定する預貯金口座へ送金すること又は理事長が指定するコンビニエンスストアから納入することができる。
- 4 口座振替又はコンビニエンスストアによる納付の振込事務手数料は、奨学生の貸与を受けた者の負担とする。
- 5 奨学生の貸与を受けた者又はその連帯保証人（以下「借用人等」という。）が奨学生の返還を延滞したときは、催告をもって第1項の期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額

の全額を請求することができる。

- 6 前項において、借用人等が住所変更の届出を怠る、又は理事長からの催告を受領しないなど、借用人等の責めに帰すべき事由により、理事長の催告が延着し、又は到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。

(借用人等の届出)

第14条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けた者が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 連帯保証人を変更するとき。
(2) 借用人等の氏名、勤務先、住所その他借用証書等記載の事項に変更があったとき。

(返還期限の猶予)

第15条 第13条に規定する奨学金の返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の履行を猶予することができる場合は、次のとおりとする。ただし、特別な事情があると理事長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
(2) 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
(3) 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
(4) 理事長がやむを得ないと認めた場合1年以内。ただし、その事情が継続している場合は、更に相当の期間

- 2 前項による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還期限猶予申請書に猶予の理由を証する資料を添えて理事長に提出しなければならない。

(返還の免除)

第16条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
(2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。
(3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったとき。
2 前項に規定する免除を受けようとする者（本人死亡の場合は連帯保証人）は、奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第17条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき額に返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5.0パーセントの割合を乗じて試算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

(学校の協力)

第18条 理事長は、奨学生の在学する、又は在学していた学校の長に奨学金に関する業務の

協力を求めることができる。

(実施細目)

第19条 この規程の実施について必要な事項及び様式については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年5月2日から施行する。
- 2 鹿児島県育英奨学資金貸与条例（昭和36年条例第23号）並びに養護施設及び生活保護世帯の児童に対する修学資金貸与条例（昭和37年条例第41号）に基づき、貸費生又は奨学生となっている者は、本財団の奨学資金貸与規程により採用された奨学生とみなし、昭和43年4月分から、奨学金を貸与するものとする。

附 則（昭和60年3月改正）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月改正）

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条、第4条第2項及び第3項並びに第16条第2項の規定は、昭和61年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和61年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（昭和62年3月改正）

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、昭和62年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和62年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（昭和63年3月改正）

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条、第4条第2項の規定は、昭和63年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和63年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年3月改正）

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成元年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成元年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成3年3月改正）

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成3年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成3年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成4年3月改正）

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度に短期大学奨学生の採用を決定する場合における改正後の財団法人鹿児島県

育英財団奨学金貸与規程の適用については、第5条第2項の表中「短期大学の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者|高等学校長」とあるのは、「平成4年度に短期大学に入学した者で貸与を受けようとする者|在学する学校の長」と、第6条第1項中「高等学校等」とあるのは「高等学校等又は短期大学」とする。

附 則（平成5年3月改正）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度に産業教育振興奨学生の採用を決定する場合における改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の適用については、第5条第2項の表中「大学の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者|高等学校長」とあるのは、「平成5年度に大学に入学した者で産業教育振興奨学生の貸与を受けようとする者|在学する学校の長」と、第6条第1項中「高等学校等」とあるのは「高等学校又は大学」とする。
- 3 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成5年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成5年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成7年3月改正）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成7年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成7年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成9年3月改正）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成9年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成9年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成10年3月改正）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年10月改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第16条の規定は、平成11年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成11年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成11年3月改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成11年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成11年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成12年3月改正）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成13年3月改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成13年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成13年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成14年3月改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条及び第4条第2項並びに第3項の規定は、平成14年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成14年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成15年3月改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成15年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成15年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成16年3月改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成17年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成17年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第3条の規定は、平成19年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成19年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年1月改正）

この規程は、平成20年1月17日から施行する。

附 則（平成20年3月改正）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年8月改正）

この規程は、平成20年8月29日から施行する。

附 則（平成21年3月改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月改正）

この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年4月改正）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条第1号、第3条第1号及び第4条第2項の規定は、平成26年4月1日以降の奨学生として採用された者について適用し、平成26年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第14条第3項の規定は、平成26年4月1日以降に奨学金の返還を開始しようとする者について適用し、平成26年3月31日以前に奨学金の返還を開始している者については、なお従前の例により返還することができる。
- 4 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第17条の規定は、平成26年4月1日以降に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについて適用し、平成26年3月31日以前に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団貸与規程は、平成31年4月1日以降の奨学生として採用された者について適用し、平成31年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

左 欄	右 欄
鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校	薩摩川内市（里中、上甑中、海陽中、海星中及び鹿島中を除く。）、さつま町、出水市、阿久根市及び長島（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立霧島高等学校	伊佐市、霧島市、姶良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中、吉田南中、祁答院中、薩摩中及び輝北中
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市、志布志市、鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校
鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校	西之表市、中種子町、南種子町及び屋久島町（金岳中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立徳之島高等学校	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町（与路中及び池地中を除く。）、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の区域内にある中学校

奨学生採用通知貼付欄

この欄に奨学生採用通知を必ず
貼付すること。

貸与が終了し、当財団から「奨学金返還明細書」が送付されたときに、内容を確認するための資料となりますから、毎月分を必ず記入してください。

奨 学 金 受 領 記 錄

	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
貸与月額	円	円	円	円	円	円	円
月	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日
4	/	/	/	/	/	/	/
5	/	/	/	/	/	/	/
6	/	/	/	/	/	/	/
7	/	/	/	/	/	/	/
8	/	/	/	/	/	/	/
9	/	/	/	/	/	/	/
10	/	/	/	/	/	/	/
11	/	/	/	/	/	/	/
12	/	/	/	/	/	/	/
1	/	/	/	/	/	/	/
2	/	/	/	/	/	/	/
3	/	/	/	/	/	/	/
合 計	円	円	円	円	円	円	円
備 考			借用総額 円				
			借用証書 年 月 日 提出				

奨学金返還明細書

公益財団法人鹿児島県育英財団の奨学生の貸与終了後は、当財団の奨学生貸与規程を遵守し、奨学生の返還義務を誠実に履行することを誓約いただいております。以下の内容について確認するとともに、連帯保証人にも本明細書をお渡しください。

なお、記載内容に変更がある場合は、「返還のてびき」の各様式により速やかに手続を行ってください。

年　月　日

公益財団法人 鹿児島県育英財団理事長

借 用 金 額	¥
---------	---

奨学生 本人	奨学生番号		学校名	(学校番号)		
	住 所	〒 一				
	電 話	番号1 番号2				
	フリガナ 氏 名	性別:			年 月 日生	
貸 与 状 況	貸 与 期 間			送金月数	月額	貸 与 額 計
	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	円	円

返還条件(目安)	月賦返還	返 還 期 日	返還回数	月賦返還額	最終月賦返還額
		毎月25日		円	円

第一連帯 保証人	住 所	〒 一
	電 話	番号1 番号2
	フリガナ 氏 名	続柄: 年 月 日生
	勤 務 先	(勤務先名) (住所) 電話番号
第二連帯 保証人	住 所	〒 一
	電 話	番号1 番号2
	フリガナ 氏 名	続柄: 年 月 日生
	勤 務 先	(住所) 電話番号

※ ご登録いただいた情報及びあなたの奨学生に関する情報は、奨学生以外の目的には利用されません。

【問合せ先】

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)

公益財団法人鹿児島県育英財団

電話 099-286-5244(直通)

FAX 099-286-5229

ホームページURL:<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

鹿児島県育英財団

検索